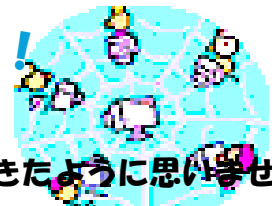


ネット上の「友達」に注意！！



最近、電話やダイレクトメールによる勧誘が少し減ってきたように思いませんか？インターネットが普及したことで、業者の勧誘がネットで行われるようになってきたようです。例えばソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に登録している人から友達になろうというメッセージが届き、その人に誘われて店舗に出向き、商品を購入したというケースもあります。

【事例】

相談者 20代の女性

登録している SNS を通じて、友達になった女性から「会ってお茶でもしませんか」と誘われて出向いた。その方との話の中で、宝石店に勤務しているので遊びに来ないかと誘われ、軽い気持ちで行ってみると、そこには女性ともう一人男性がいて宝石の話が延々とされ、結婚するのにダイヤモンドがあったほうがよいと勧められた。断りきれずに 50 万円のダイヤモンドを購入することになってしまった。支払いは持っていたカードで決済した。しかし家に帰ってきたから、高額だし自分に必要ないものだと後悔した。何とかならないか。

【対応】

友人と称する人は実は勧誘員で、販売する目的を隠して誘い出しているため、アポイントメントセールスに該当する。特定商取引法の適用を受けるので契約書面を受け取った日を含め 8 日間クーリング・オフすることができる。はがきで業者に通知するように書き方・出し方を伝えた。またカード会社にも勧誘・契約の経緯を文書にし出すように伝えた。

【アドバイス】

これまでは電話で呼び出すのが主流だったアポイントメントセールスが、今やネットを通じて行われています。SNS に登録している方も多くおられると思いますが、友達を希望する人の中に、このような業者が紛れ込んでいる場合があります。ネットで知り合った「友達」の裏の顔には何かあるかわからないので、十分に注意してください。

***SNSとは人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型Webサイトです。**